

得週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 地方農林振興局長事務委任等に関する規則  
鳥取県農業改良資金債務保証積立金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の施行の日を定める規則
- ◇訓令 土木出張所処務規程の一部改正
- ◇告示 旧農業改良資金助成法第三条第一項第二号の債務の保証に係る権利義務の移転  
昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業等に関する特別補助要綱
- ◇公安告示 昭和二十九年七月鳥取県公安委員会告示第一号の一部改正
- ◇電気規程 鳥取県管電氣事業に従事する企業職員の一部改正  
給与の額及び支給方法に関する規定の一部改正

## 規則

地方農林振興局長事務委任等に関する規則をここに公布する。

昭和三十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第十四号

地方農林振興局長事務委任等に関する規則

#### (目的)

第一条 この規則は、農業、林業及び水産業に関する事務を能率的に処理するため、知事が地方農林振興局長(以下「局長」という。)に、事務処理の権限を移譲することに關し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (委任)

第二条 次の各号に掲げる事務は、局長に委任する。

- 一 農林部関係の補助金の交付に關すること。(ただし、別に定めるものを除く。)
- 二 農業構造改善事業に關する計画の認定に關すること。

- 三 農業近代化資金に係る利子補給の承認に関する事。ただし、借受者が鳥取県の区域を地区とする農業協同組合連合会である場合を除く。
- 四 自作農維持創設資金の貸付適格認定に関する事。
- 五 農業改良資金の貸付決定に関する事。
- 六 農業協同組合(その地区が二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの及び農業協同組合連合会を除く。)の定款変更の認可及び共済規程の変更の承認に関する事。
- 七 農業委員会の農地主事の任免の承認に関する事。
- 八 営農改善指導施設の設置地区の選定に関する事。
- 九 農作物病害虫防除対策事業実施地区の選定に関する事。
- 十 果樹農業振興対策事業の実施地区の選定に関する事。
- 十一 米麦生産合理化対策事業の実施地区の選定に関する事。
- 十二 特殊農産物の振興対策事業の実施地区の選定に

- 十三 米穀輸送の許可に関する事。
- 十四 草地造成改良事業の実施地区の選定に関する事。
- 十五 飼料共同化施設事業の実施地区の選定に関する事。
- 十六 自給飼料栽培奨励事業の実施地区の選定に関する事。
- 十七 家畜導入事業の実施地区の選定に関する事。
- 十八 養蚕経営協業化促進事業の実施地区の選定に関する事。
- 十九 桑萎縮病防除事業の実施地区の選定に関する事。
- 二十 耐病性優良桑苗生産事業の実施組合の選定に関する事。
- 二十一 立竹木の伐採届出書の処理に関する事。
- 二十二 立木の伐採許可に関する事。
- 二十三 特用林及び自家用林の指定に関する事。

- 二十四 保安林における制限行為の許可に関する事。
- 二十五 保安林標識の設置に関する事。
- 二十六 森林組合(その地区が二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るものを除く。)の定款変更の認可に関する事。
- 二十七 県行造林事業の実施に関する事。
- 二十八 林道事業(単独県費支弁事業を除く。)の設計及び工事の監督に関する事。
- 二十九 治山及び地すべり事業(単独県費支弁工事を除く。)の設計及び工事の監督に関する事。
- 三十 森林病害虫駆除事業の承認に関する事。
- 三十一 木炭の検査に関する事。
- 三十二 土地改良事業(国営事業及び単独県費支弁事業を除く。)の設計及び監督に関する事。
- 三十三 関係面積百町歩未満の土地改良区及び数人が共同して行なう土地改良事業に関する報告の徴収又はこれらの者の業務等の状況の検査に関する事。

(専決)

- 等三条 次の各号に掲げる事務は、局長が専決する。ただし、第二号から第六号までの事務については、米子市及び境港市の区域に係るもののみについて米子地方農林振興局長が専決する。
  - 一 米穀販売業者等の登録に関する事。
  - 二 漁船の登録に関する事。
  - 三 小型船舶の船籍票及び船籍簿の交付に関する事。
  - 四 境界水道及び中海における漁業許可に関する事。
  - 五 前号のほか、次に掲げる漁業許可等に関する事。
    - 1 漁業の許可を受けた者が許可の有効期間満了により更に従前の許可と同一内容をもつて許可の申請をした場合における漁業許可
    - 2 記載事項変更にもなう漁業許可証の書換交付
    - 3 漁業許可証の再交付
    - 4 小型機船底びき網漁業の他県からの入漁許可に関する事。
    - 5 農地又は採草放牧地についての権利の移転又は設定(転用を伴なう場合を除く。)の制限行為の許可

に関すること。

八 農地又は採草放牧地の所有権譲受適格証明に関すること。

九 狩猟免許に関すること。

十 有害鳥獣の駆除許可に関すること。

十一 鳥獣の捕かく及び飼養の許可に関すること。

十二 木材業者及び製材業者の登録に関すること。

十三 農業、林業及び水産業に係る単独県費支弁工事

の執行に関すること。

第四条 局長は、委任を受けた事務及び専決事務について重要又は異例に属するものは、知事に報告しなければならない。

附 則

1 この規則は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

耕地事務所長事務委任等に関する規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十八号)

山林事務所長事務委任等に関する規則(昭和三十

年四月鳥取県規則第十九号)

鳥取県農業改良資金債務保証積立金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。

昭和三十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十五号

鳥取県農業改良資金債務保証積立金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例(昭和三十七年三月鳥取県規則第十五号)の施行の日は、昭和三十七年三月三十一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第2号

土木出張所

土木出張所処務規程(昭和二十八年七月鳥取県訓令第十七号)の一部を次のように改正する。

昭和三十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第十一条の見出しを「(不用物件等の処置)」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 所長は、行政財産の用途を変更し、又は廃止する必要があると認めるときは、調査及び図面を添え、知事に意見を具申しなければならない。

第十四条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第二十一号及び第二十二号に規定する事項については、鳥取県鳥取土木出張所長、鳥取県郡家土

木出張所長及び鳥取県根雨土木出張所長を、第二十三号から第二十六号までに規定する事項については、鳥取県鳥取土木出張所長及び鳥取県郡家土木出張所長を除くものとし、日野郡の区域にかかる第二十一号及び第二十二号に規定する事項については、これを鳥取県米子土木出張所長の専決事項とする。

第十四条第一項第五号中「労働者」の下に「(県の直営工事等に従事する労務作業人夫に限る。)」を加え、同条同項第十九号を同条同項第二十号とし、同条同項第四号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条同項第三号の次に次の一号を加える。

四 車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第十四条の規定に基づく特殊車両の通行の認定に関すること。

第十四条第一項に次の六号を加える。

二十一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第四項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可に関すること。

二十二 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第二十三条第一項の規定に基づく受託業務に關すること。ただし、審査結果の認定を除く。

二十三 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百四十九号)第十七条の規定に基づく火薬類の譲渡又は譲受の許可に關すること。ただし、譲受の許可については、火薬二十五キログラム以下、爆薬十五キログラム以下、雷管三百個以下又は導火線五百メートル以下のものに限る。

二十四 火薬類取締法第二十五条第一項の規定に基づく火薬類の消費の許可のうち、火薬二十五キログラム以下、爆薬十五キログラム以下、雷管三百個以下、導火線五百メートル以下又は煙下の消費の許可に關すること。

二十五 火薬類取締法第四十三条の規定に基づく製造業者の製造所等の立入検査等に關すること。

二十六 火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)第十五条第二号から第五号まで

の規定に基づく火薬類の火薬庫外の貯藏場所の指示に關すること。

第十四条第二項中「第九号、第十号及び第十二号」を「第十号、第十一号及び第十三号」に改める。

附 則

この訓令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八十号

農業信用基金協会法(昭和三十六年法律第二百四号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定に基づき、法による改正前の農業改良資金助成法第三条第一項第二号の債務の保証の事業に係る権利及び義務を次のとおり移転する。

昭和三十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 移転しようとする権利及び義務

法による改正前の農業改良資金助成法第三条第一項第

二号の債務の保証の事業に係る権利及び義務

二 移転の時期

昭和三十七年三月三十一日

三 移転の相手方

鳥取県農業信用基金協会

鳥取県告示第八十一号

昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業等に関する特別補助要綱を次のように定める。

昭和三十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業等に関する特別補助要綱

(農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災害防止施設事業等補助要綱の特例)

第一条 昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害(以下「水害等」という。)を受けた地域についての、農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災害防止施設事業等補助要綱(昭和三十四年八月鳥取県告示第四百六十一号。以下「補助要綱」という。)の規定の適用については、次の各号の定めるところによる。

一 昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設災害復旧事業等に関する特別措置法施行令(昭和三十六年政令第三百九十七号。以下「令」という。)第一条に定める地域に發生した水害等に係る被害農地及び被害農業用施設の災害復旧事業については、補助要綱第四条第一項第一号中「十分の五以内」とあるのは「十分の六以内

(当該事業費のうち昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月、九月及

び十月の水害若しくは風水害又は北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設災害復旧事業等に関する特別措置法(昭和三十六年法律第二百二十号。以下「法」という。)第一条第一項第一号の政令で定める額に相当する部分については、十分の九以内」とし、補助要綱第四条第一項第二号中「十分の六・五以内」とあるのは「十分の八以内(当該事業費のうち令第一条に定める額に相当する部分については十分の九以内)」とし、補助要綱第四条第二項の規定は適用しないものとする。

二 法第三条第一項に規定する農業用施設災害復旧事業に係る災害関連事業については、補助要綱第四条

第一項第三号中「十分の五以内」とあるのは「三分の二以内」とする。

2 前項の規定を適用しないものとして、補助要綱の規定により算出した補助の額が、前項の規定を適用して算出した補助の額をこえる場合は、前項の規定は適用しない。

(補助率適用申請書の提出)

第二条 前条の規定による補助を受けようとする市町村は、補助率適用申請書(別記様式)を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十六年度分の補助金に適用する。

別記様式

鳥取県知事 石破二郎殿

市町村長 氏 名 欄

番 号

昭和 年 月 日

昭和36年災害復旧事業補助率適用申請書

昭和36年1月1日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地及び農業用施設に係る災害復旧事業費について高率補助の適用を受けたく申請する。

郡(支庁)名	市町村名	区 分	当該市町村の総事業費(千円)		耕作の事1人当りの費(千円)		補助率	36年災の補助金の額(千円)		
			(A)	(B)	(C)	(D)		農地	農業用施設	計
		特別法の場 合 { 1月~4月 11月 5月~10月 12月								
		単年災の場 合 { 34.1.1~ 36.12.31								
		36年災計								

1. 旧市町村の区域で特別法補助率適用(補助率増高または連年災害補助率適用)の申請をする市町村については、市町村名の下段に、旧市町村名およびその旧市町村が現市町村に合併した年月日をおいて書で併記すること。
2. 当該市町村の総事業費欄には、区分欄の区分にしたがって当該期間に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費を記入すること。
3. 補助率欄のうち、特別法の場合の5月~10月については、Dから5万円以下のときは農地および農業用施設

は0.800とし、単年災の場合および連年災の場合については、Dが8万円以下ときは農地は0.500、農業用施設は0.650としDが8万円をこえ15万円以下るときは農地は  $\frac{(8万円 \times 0.5) + (D - 8万円) \times 0.8}{D}$  = 農業用施設は  $\frac{(8万円 \times 0.65) + (D - 8万円) \times 0.9}{D}$  = とに算出すること。

補助率は、小数点以下3位とし、4位は4捨5入すること。

4. 補助金欄の上段には、1月1日から4月30日まで及び11月1日から12月31日までの間に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費に単年災または連年災で算出した補助率のうちいずれか高い方の率を乗じて得た額を、同欄の下段には、5月1日から10月31日までの間に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費に特別法、単年災又は連年災で算出した補助率のうち最も高い率を乗じて得た額を記入すること。

5. 連年災の補助率が適用されない市町村(単年災のDが4万円以下または連年災のDが10万円以下の市町村)については、連年災の場合の欄は記入を要しない。

附表の1

年災別箇所別災害復旧事業費等内訳

区分 市町村名	年 災 別	箇所番号	事業 主体別	事業 費		耕作の事業を行なう者の数	
				農地 千円	農業用 施設 千円	延 数	実 数
	34	災					
		計					

		計							
	35	災							
		計							
	36	災	1月~4月 11月~12月						
		小 計							
		5月~10月							
		小 計							
		計							
		合 計							

(注) 連年災の補助率の適用されない市町村については、34年災および35年災の欄は記入を要しない。

耕 作 者 名 簿

市町村名	住 所	氏 名	本人の該当する箇所および地番	
			34年 災 箇所番号 地 番	35年 災 箇所番号 地 番
			34年 災 箇所番号 地 番	35年 災 箇所番号 地 番
			36年 災 箇所番号 地 番	36年 災 箇所番号 地 番

